

# ベンチマーク制度を導入する意義を考える!

当連合会は、経済産業省から貸事務所業における省エネベンチマーク制度の導入を提案され、検証を進めているところ  
です。

この省エネベンチマークの算定方法は、事務所ビルで実施可能な運用改善対策や設備の改修・更新対策の実施状況より、各社が所有する事務所ビルごとに省エネ削減余地を算出した上で、最終的に事業者単位で評価するものです。

算定方法の詳細は、後日当会報でご紹介する予定ですが、ベンチマーク制度の概要について経済産業省からご説明いただけます。なお、ベンチマーク制度の対象事業者は、貸事務所業としての年間エネルギー使用量が1,500kl (キロリットル) 以上の会社となる予定です。

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 課長補佐 吉川 泰弘

## 1.背景

我が国は、二度にわたるオイルショックを契機に省エネルギー取組を進め、経済成長と世界最高水準の省エネルギーを同時に達成してきた。

しかしながら、東日本大震災以降、需要サイドでは、化石燃料依存の高まりを原因としたエネルギーコストの上昇、厳しい電力需給、温室効果ガスの排出抑制といった課題が山積している。

そのような中、昨年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、2030年度のエネルギー需要については、経済成長等によるエネルギー需要の増加を見込む中で、徹底した省エネルギーの推進により、石油危機後並みの大幅なエネルギー消費効率の改善を実現するという野心的な目標が示された。エネルギーミックスで掲げられた省エネルギー目標(最終エネルギー消費で原油換算5,030万kl程度)を達成するためには、省エネルギー取組のさらなる深化が必要となる。【図1】

そこで、国は、エネルギーミックスの目標を達成する方策を

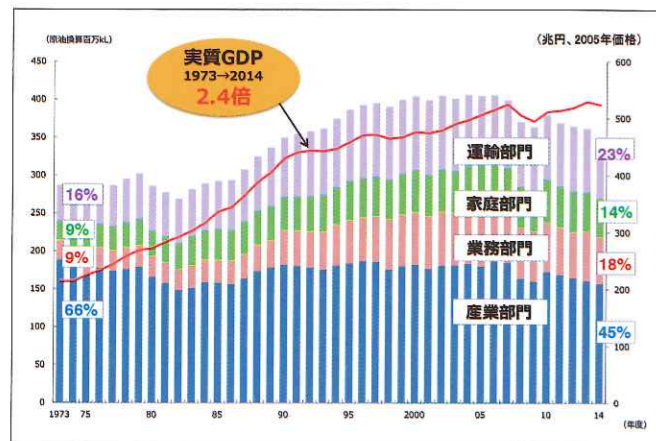


図1 我が国の最終エネルギー消費の推移

具体化するべく、平成28年4月にエネルギー革新戦略を策定した。エネルギー革新戦略では、省エネルギーの手法を多様化することを通じて省エネルギーのポテンシャルを開拓し、省エネルギー政策のパラダイムシフトを目指すこととしており、国は、事業者のエネルギー消費効率の向上(原単位改善)を促すための様々な施策を講じているところである。

## 2.ベンチマーク制度の概要

事業者に必要な省エネルギー取組の実施を義務付けるための方策の一つとして、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(通称「省エネ法」)は、事業者に毎年度の省エネルギー取組の状況に関する定期報告を求め、国はその取組状況を評価している。

その主な評価基準が原単位を年平均1%以上改善することであり、取組が著しく不十分であれば、国による指導や立入検査、指示、公表、命令、罰則が課される。

他方で、事業者の中には、原単位の年平均1%以上の改善を達成することが困難な事業者も存在しており、従前より省エネルギーに取り組んできた事業者についても、原単位の年平均1%以上の改善が達成できなければ省エネルギー取組が停滞している事業者として評価されることになってしまう。

そのため、従前より省エネルギーに取り組んできた事業者を適切に評価する観点から、原単位1%以上の改善が達成できなくても、事業者の省エネルギーの状況を業種共通の指標を用いて評価できる「ベンチマーク制度」の導入を、国は進めている。

ベンチマーク制度とは、「原単位の年平均1%以上の改善」という評価指標に加え、業種ごとの状況を考慮して、業種の中で約1~2割の事業者が達成することのできる水準を「ベンチマーク」として設定し、その水準の達成を目指して省エネ

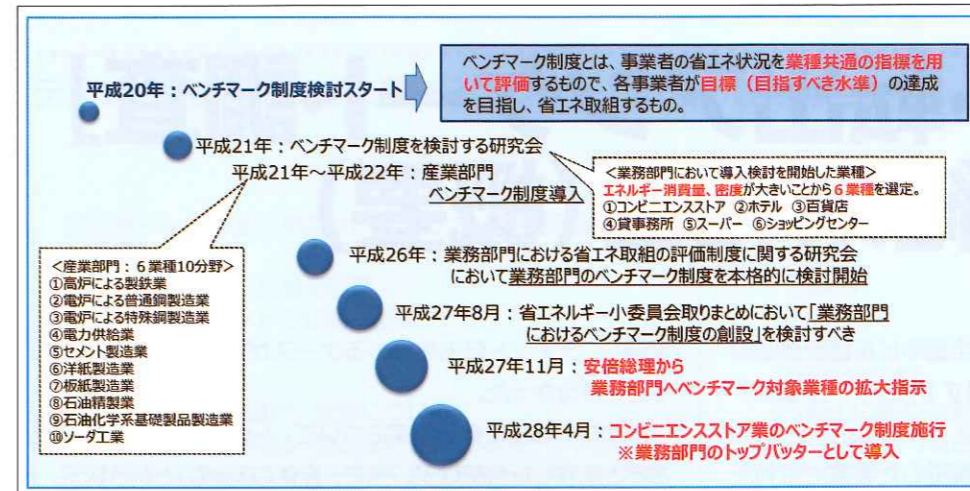


図2 ベンチマーク制度の検討経緯

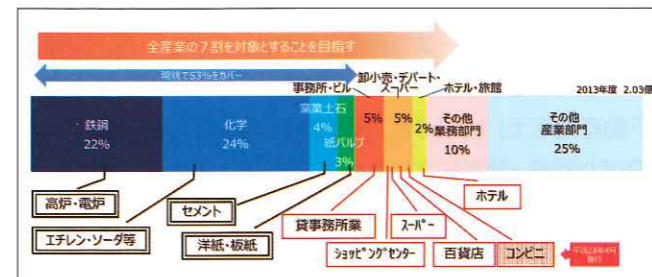


図3 ベンチマーク制度の対象業種拡大に向けて

ギー取組を促すものである。それによって、事業者は業種における客観的な位置付けに基づいた省エネルギー取組を実施することが可能となる。

ベンチマーク導入業種については、産業部門の6業種10分野でベンチマーク制度を導入し、産業部門の事業者の約9割(エネルギー使用量ベース)をカバーしているという状況であった。これまでは産業部門が中心のベンチマーク制度であるが、平成27年11月の未来投資に向けた官民対話において、「製造業向けの産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)を、本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する。」という総理からの指示を受け、今後は流通・サービス業への拡大を進めていくこととしている。

これは日本再興戦略にも位置付けられ、国を挙げて取り組むこととしており、平成28年4月には、業務部門のトップバッターとしてコンビニエンスストアのベンチマーク制度を導入した。コンビニエンスストアに引き続き、ホテル、スーパー、百貨店、貸事務所、ショッピングセンターについても導入が期待されているところである。【図2、3】

## 3.ベンチマーク制度導入の意義

ベンチマーク制度を導入することの意義は、業種共通の指標を用いて評価するため、事業者の省エネルギーの取組状況

を客観的に把握できる。そして、従来からの評価指標である「原単位の年平均1%以上の改善」だけでは省エネルギー取組を適正に評価されなかった事業者が、業種共通のベンチマーク指標を用いることで、適正な省エネルギーの評価を受けることができるというメリットがある。

さらに、今年度より開始された「事業者クラス分け評価制度(SABC評価制度)」でも、省エネルギー取組の状況に応じて、定期

報告書提出事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、国はそれぞれのクラスに応じたメリハリのある対応を行うこととしているが、事業者クラス分け評価制度の中にもベンチマーク制度を位置付けている。

具体的には、優良事業者を業種別に経済産業省HPで公表して称揚する一方、停滞事業者には注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施することとしているが、ベンチマーク達成事業者は、原単位1%改善を達成していなくてもSクラスに位置付けることとしている。【図4】

また、平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金では、「定期報告書の記載から、ベンチマーク改善に資することが認められる事業」については、政策的意義の観点から、事業者をプラス評価するなどの支援措置も講じている。

Sクラス	Aクラス	Bクラス	Cクラス
省エネが優良な事業者 7,774社(62.6%) ※1	一般的な事業者 3,417社(27.5%) ※1	省エネが停滞している事業者 1,221社(9.8%) ※1	注意を要する事業者
【水準】 ※2 ①努力目標達成 ②努力目標達成かつ前年比増加 ③ベンチマーク目標達成	【水準】 ※2 SクラスにもBクラスにも該当しない事業者	【水準】 ※2 ①努力目標達成かつ前年比増加 ②2年連続で原単位が対前年比増加 または、 ③の生産原単位平均原単位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特に改善進捗状況が不十分
【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や業績達成率を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告(平成26年度実績) 総事業者数12,412社より算出  
 ※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。  
 ※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

図4 事業者クラス分け評価制度(SABC評価制度)

## 4.おわりに

省エネルギーの推進は、我が国のエネルギー需給の安定化に資するだけでなく、事業者・家庭のエネルギーコストの低減、事業者の生産性向上にも資するものである。

国としては、今後とも、ベンチマーク制度の積極的な活用等を通じて、適切な支援措置と規制措置を講じながら、また、徹底した省エネルギー社会の実現に向けて取り組んでまいりたい。